多度津町地域おこし協力隊支援団体等募集要項

令和６年５月２４日

**１.趣旨**

多度津町は、香川県の中部に位置し、南は讃岐平野が広がり、北は瀬戸内海に面し、瀬戸内の温暖な気候と栄養豊富な土地や海に抱かれ、自然豊かなところです。また、古くは港町として、北前船の寄港地や金比羅参詣の玄関口として栄え、四国鉄道発祥の地としても知られるなど、交通の要衝として発展してきました。

　しかし、現在、本町では人口減少や高齢化により、さまざまな課題や地域のニーズが発生しており、解決に向け、地域おこし協力隊を募集し、地域に活力を呼び込むことを期待しています。

　今回、多度津町では、地域おこし協力隊が地域と密着した活動を行うため、支援団体等と連携して、地域おこし等の活動に取り組み、地域の課題解決に挑戦していただく「民間連携隊員」の導入を考えています。そこで、地域おこし協力隊の制度を効果的に活用しながら、まちの活性化に貢献していただく民間連携隊員をサポートしていただける支援団体等を募集します。

**２．募集団体数**

1団体

**３．多度津町地域おこし協力隊（民間連携隊員）とは**

多度津町地域おこし協力隊（民間連携隊員）とは支援団体等と雇用契約を締結し、町と連携して活動に従事する者で、町長が委嘱します。

≪導入イメージ≫

多度津町

②委嘱

1. 業務委託・連携

民間連携隊員

③雇用

支援団体等

隊員の委嘱期間中は町内に居住しながら、地域おこし等の活動に取り組みます。隊員の募集については、支援団体等の活動内容とマッチングする人材を多度津町が募集します。（また、隊員の活動は、支援団体等の拠点を中心に活動していただきます。）

　なお、民間連携隊員は、支援団体等・町と連携を密にし、次に掲げる活動を行います。

（１） 地域おこし活動（地域の課題解決やニーズの解消に向けた活動、地域行

事やイベントに関する活動、集落の維持活性化に関する活動等）

（２） 地域産業の振興に関する活動

（３） 地域間交流及び移住促進に関する活動

（４） 地域の情報発信に関する活動

（５） 観光の振興、特産品その他の地域資源の発掘及び商品開発に関する活動

（６） その他町長が必要と認める活動

**４.多度津町地域おこし協力隊支援団体等とは**

町内に主たる事業所の所在地又は活動拠点を有し、地域おこしに関する活動に前向きな法人又は任意の団体で、次の要件を充たしている団体をいいます。

（１）　町内に主たる事業所の所在地又は活動拠点を有する団体又は法人で

あること。

（２）　隊員について、事業を運営するための単なる補充人材ではなく、新

　　　たな取組や挑戦のために必要な「担い手候補者」として雇用すること。

（３）　隊員を受け入れ、隊員の支援ができる体制が整っていること。

（４）　納期到来分の町税等に滞納がないこと。

（５）　定款（規則、会則、役員名簿等）を備えていること。

（６）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第

　　　７７号）第３条又は第４条の規定により指定する、暴力団等又は暴力

団員と密接な関係を有する者でないこと。

（７）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の

　　　決定又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受けていないこと。

**５．地域おこし協力隊活動支援業務とは**

支援団体等は地域おこし協力隊（民間連携隊員）と雇用契約を締結し、隊員が活動する際のサポート全般を行います。具体的には、支援団体等が作成する「多度津町地域おこし協力隊支援団体等認定申請書」及び「多度津町地域おこし協力隊支援業務実施計画書」に記載され、町が認めた活動の支援業務を指しますが、原則として次の活動が含まれていることを要件とします。

（１） 隊員の活動計画の作成

（２） 隊員の活動に関する調整

（３） 隊員が活動を行う地域との調整及び住民等への周知

（４） 隊員の住居の確保

（５） 隊員の任期終了後の定住

（６） 必要に応じた、おためし協力隊制度、インターン制度の活用

（７） その他協力隊の円滑な活動に必要な事項

**６．支援団体等の選考～民間連携隊員募集までのスケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請受付 | 令和６年５月２４日～令和６年８月１日 |
| 面談 | 令和６年８月上旬 |
| 結果発表・認定通知 | 令和６年８月中旬 |
| 民間連携隊員募集開始 | 令和６年９月中旬 |
| 町と支援団体等による隊員の選考 | 応募により随時 |
| 支援団体等と隊員の活動開始 | 協議により決定 |

申請書類提出

支援団体等への認定を希望する団体は、次の申請書類を提出してください。

□　多度津町地域おこし協力隊支援団体等認定申請書（様式第１号）

□　多度津町地域おこし協力隊支援業務実施計画書（様式第２号）

□　隊員年間計画（様式第２号別紙１）

□　業務計画経費内訳書（様式第２号別紙２）

□　企画書（任意様式）

□　誓約書

□　法人の履歴事項全部証明書の写し又は定款、会則、役員名簿など、組

織構成がわかるもの

□　市町村が発行する直近の完納証明書又は非課税証明書

〇書類提出先

〒７６４－８５０１

香川県仲多度郡多度津町栄町３－３－９５　多度津町役場政策観光課

面談～結果発表・認定通知まで

申請書類提出後１週間から２週間を目安に支援団体等へ認定を希望する団体の面談を多度津町役場で実施します。申請内容及び面談を踏まえ、認定の可否を通知します。

民間連携隊員募集

　認定された申請内容に基づき、町が地域おこし協力隊（民間連携隊員）を広く募集します。隊員の応募があった場合は、支援団体等の参画のもと面談を実施して採用を決定し、町長が民間連携隊員として委嘱します。

**７．地域おこし協力隊（民間連携隊員）の活動経費**

今回隊員の活動に要する経費については、「多度津町地域おこし協力隊事業支援団体等業務委託要領」に基づき、以下を上限として委託契約を締結した後、活用できます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報酬（人件費） | 活動費 | 合計 |
| ３，２００，０００円/年 | ２，０００，０００円/年 | ５，２００，０００円/年 |

※委託契約は隊員の任期内において、通算３年を限度に更新することができます。

※隊員の委嘱期間が年度途中の場合は、報償費（人件費）・活動費の上限額を月数・日数により按分します。

**８．隊員の活動時間等**

　隊員の活動時間は１日の活動時間は６～８時間、週３０～４０時間を基準としますが、支援団体等が決定するものとします。

**９．問い合わせ先**

多度津町役場政策観光課　担当：濱田

電話：０８７７－３３－１１１６

Mail：seisaku@town.tadotsu.lg.jp